

妊婦の健診

妊婦健康診査で母子の健康を守りましょう



詳しくは町健康推進課へお尋ねください

■健診を受診して、安心・安全な出産を迎えましょう

新型コロナウイルス感染症が流行し、妊娠や出産、子育てに対して、不安に思う人も多いと思います。

厚生労働省は、妊娠中も過度な心配をする必要はなく、人混みを避けて、こまめに手を洗うなど日々の健康管理を徹底することや3つの「密」が同時に重なるような場所を避けるようお知らせしています。また、各医療機関では感染対策を徹底し、診察や分娩を行っています。

町では、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査についてご案内しています。健康診査は、お母さんとお子さんの健康を守る大切な機

会です。医師と相談し、適切に受診するようにお願いします。

■妊婦健康診査について

妊婦健康診査は、産科等で受けることができます。妊娠届出時に14回分の妊婦健康診査受診票をお渡ししますので、そちらを利用して受診してください。県外の医療機関や助産所で妊婦健康診査を受診する人は、手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

■妊婦歯科健康診査について

妊婦歯科健康診査は、町内歯科医療機関で受けることができます。妊娠中は、つわりによって口腔内の衛生状態が悪化したり、ホルモンのバランスの変化によってむし歯や歯周病が進行しやすくなります。妊娠期の歯周病は、早産との関連があるとのデータがあります。

妊娠届出時に妊婦歯科健康診査受診券をお渡しします。受診を希望の場合は、電話で予約し受診してください。詳細は、町健康推進課までお尋ねください。

▼お問い合わせ先

町健康推進課（町総合保健福祉センター内）

096-235-8711

町健康推進課 096-235-8711

一般不妊治療（人工授精）

■一般不妊治療費を助成します

令和4年4月から、人工授精などの一般不妊治療、体外受精などの生殖補助医療が保険適用となりました。

町では、一般不妊治療（人工授精）に要する費用の一部を助成します。助成する費用は保険診療である人工授精に要する費用で、治療に直接関係のない文書料や個室料などの費用は、助成の対象に含まれません。

なお、保険適用前の令和3年度以内に治療を開始した日から1年以内であれば、保険診療外である一般不妊治療（人工授精）も対象となります。

▼対象者

①人工授精を受けた日から申請日

までの間、法律上婚姻している夫婦

②人工授精を受けた日から申請日までの間、夫婦ともに本町の住民であること

③1回目の人工授精を受けた日の妻の年齢が41歳未満であること

④人工授精を受けた夫婦に町税、その他の滞納がないこと

⑤医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者であること

▼助成金額

夫婦1組につき5万円上限

▼申請方法

町公式ウェブサイトに記載してある必要書類と申請書をご記入の上、町健康推進課（町総合保健福祉センター内）まで直接持参ください。申請には医療機関から発行された人工授精に係る領収書および明細書が必要です。

なお、保険適用前の令和3年度以前に治療を開始した人の申請書やそのほかの申請に必要な書類などの詳細については、同センターまでお尋ねください。

▼お問い合わせ先

町健康推進課（町総合保健福祉センター内）

096-235-8711

不妊治療に要する費用を一部助成します



詳しくは町健康推進課までお尋ねください

町健康推進課 096-235-8711

国民年金

20歳になったら
国民年金に加入を!

詳しくは町住民生活課へお尋ねください

■国民年金は支え合いの制度です

国民年金は、老後や障がいを負ったときの生活を、現役世代のみんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、20歳から60歳までの人が加入し、国民年金保険料を納め続けることで、老後や病気がなどで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができる制度です。

■国民年金の被保険者は3種類

国民年金には、3つの被保険者の種類があり、職業などによって加入方法や納付方法が異なります。学生や自営業の人が加入する第1号被保険者、会社員や公務員が加入する第2号被保険者、第2被保

険者に扶養されている配偶者が加入する第3号被保険者があります。

■国民年金保険料の納付が免除
または猶予される制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。また、学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

免除または猶予をされる際は、申請が必要です。

■国民年金保険料は期限内に
納めましょう

国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後や障がいを負ったときに年金が受け取れないことがあります。保険料は必ず期限内までに納めましょう。詳しくは、町住民生活課または、熊本東年金事務所にお尋ねください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎096・367・8144

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線104)

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104)

国民健康保険

■国民健康保険は加入者の
皆さんの助け合いの制度です

国民健康保険は、加入者の皆さんが国民健康保険税を納付し、病気やけがに備える制度です。その制度のおかげで、私たちは医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができています。

もし国保がなかったら、医療費は全額自己負担になります。国保制度を支える貴重な財源である国保税を納めない、この制度が成り立たなくなってしまう。

■国保の加入・脱退は忘れずに
届け出ましょう

国保税は、加入の届出日からではなく、国保加入の資格を得た日から課税され、やめる月の前月ま

で計算されます。

加入の届け出が遅れたり、ほかの保険に加入したのに国保をやめる届け出をしないままだと、保険料と国保税を二重に支払ってしまうこととなります。

■国保税を滞納すると

高額な医療費を負担する前に限度額認定を受けていれば、医療費の自己負担は限度額までで済みます。しかし、滞納がある場合は限度額認定証が交付できない場合があります。高額な医療費をいったん窓口負担しなければなりません。

さらに、滞納が続くと、通常の保険証より有効期限が短い「短期保険証」や保険証の代わりとなる「資格証明書」が交付される場合があります。「資格証明書」は、国保の被保険者であることを証明するだけのものです。医療費はいったん全額自己負担となります。

■納付には口座振替が便利です

皆さんの支え合いで成り立っている国保の健全な運営のために、国保税は納期限までに納めましょう。

納付には、便利で安心、確実な口座振替がおすすです。

国民健康保険税が
国保を支えています

詳しくは町住民生活課までお尋ねください

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線108)